

倫理・コンプライアンス行動基準

基本的事項

関係法令、社会規範および会社規則などを遵守し、取引先他との契約条件などを確認・履行し、適法、公正に会社業務を遂行する。

法令違反、規則違反や反倫理的行動などのマイナス情報は、秘匿せず、速やかに上司に報告する。

知得した当社の内部情報（個人情報を含む。）を守秘し、業務上の必要性がない限り他に漏洩しない。

公私のけじめを明確にし、会社資産（設備・機械、機器、備品・用品など）の私的使用は行わない。

対人関係においては礼儀を心がけ、プライバシーを尊重し、差別やセクハラ、誹謗・中傷など他人の心を傷つける行為は行わない。

日常生活においても、法令、社会規範などを遵守し、倫理的に行動し、会社の評価、信用を損なうことがないようにする。

海外では、その国の法令や国際ルールを遵守するとともに、その国の文化・慣習・伝統を尊重して、事業活動や日常の生活行動を行う。

共通事項

業務を通じて知得した当社、関連会社、取引先の未開示の秘密情報を不正に使用した
インサイダー取引を行わない。

反社会的勢力・団体から接触を受けたとき、トラブルに巻き込まれそうになったときは、個人で
対応せず、総務部門に報告、相談する。

業務に関わる対人関係においては、節度ある儀礼、交際を心がけ、健全な商習慣や社
会通念を超えた利益（金銭・物品、接待、便益）の提供を行ったり、受けたりしない。

知的財産権を尊重し、著作物やソフトウェアなどの不正使用などによる他人の権利の
侵害を行わない。

販売業務関係

関係法令や取引基本契約等に則り、公正な販売活動を行い、誠実な対応を通じて、取引先との信
頼関係の維持、向上に努める。

独占禁止法を遵守し、公正な競争を阻害する行為（販売カルテル、談合など）は行わない。

業界団体の会合あるいは同業他社と会合、面談などで、公正な競争を阻害する恐れがある話題に
なったときは、直ちに退席し、あるいは会合、面談などを打ち切り、その旨を上司及び法務部に報
告する。

同業他社から公正な競争を阻害する恐れのある提案を受けたときは、直ちに明確に拒

絶の意思表示をし、その旨、上司及び法務部に報告する。

政治、行政関係者とは節度ある儀礼、交際を心がけ、法令などに触れたり、社会通念を超えた利益の提供は一切行わない。また、相手方から要求されても一切応じない。

販売先とは節度ある儀礼、交際を心がけ、健全な商習慣や社会通念を超えた利益の提供を行ったり、受けたりしない。

製品・技術を輸出する場合には、外国為替法などの輸出管理法令および社内規則を遵守し、適正に輸出を行う。

取引先からのクレームは速やかに上司に報告するとともに、誠意をもって適切に対応する。

購買業務関係

独占禁止法を遵守し、公正な購買活動を行い、誠実な対応を通じて、取引先との信頼関係の維持、向上に努める。

下請事業者との取引は下請法（下請代金支払遅延防止法）を遵守して行う。

買主としての優越的な立場を利用して、健全な商習慣や社会通念を超えた利益の提供を受けたり、不当な取引条件を強要したり、特定の業者を不当に排除したりしない

生産業務関係

作業基準・作業標準・作業マニュアルなどを遵守して、適正で安全な操業・作業および設備・機

械の保守・保全に努め、地域環境、地域社会に影響を与えることのないように注意する。

環境・安全衛生関係、その他で求められる行政機関への報告・届出などは、調査や検査を適正に行い、その結果に基づき正確な報告を行い、虚偽の報告やデータを改竄した報告などは行わない。

不測の事故などにより法令の規制に違反する状態（汚染水流出など）が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合は、速やかに上司に報告し、その指示に従い、事後の措置を講じる。

安全衛生関係法令および社内の安全衛生規則、安全作業標準、安全作業マニュアルなどを遵守し、作業の安全を確保し、労働災害を発生させることのないように努める。

製造技術やノウハウなどの技術情報は会社の重要な資産であることを認識し、ユーザーの技術者など外部の者に、秘密保持の義務を課すことなく重要な情報を開示することがないように注意する。

製造・加工、検査、梱包などの作業を適正・正確に行い、製品の欠陥によるP L責任を発生させることがないように努める。

研究開発業務

他社の知的財産を侵害したり、他社のアイデアを盗用したり、他社の営業秘密を不当に流用・転用等しないよう十分注意する。

独占禁止法を遵守し、技術供与や共同研究開発の相手方の事業活動を、知的財産権などの正当な行使や秘密情報保護などの正当な目的の範囲を超えて不当に制限したり、特定の会社を市場から排除するような取決めをしない。

開発した新技術、既存の製造技術・ノウハウなどの技術情報は会社の重要な資産であ

ることを認識し、共同開発の相手方の技術者その他外部の者に、秘密保持の義務を課すことなく重要な情報を開示することがないように注意する。

自己の行った発明、考案、意匠の創作の秘密を保持し、外部への発表は社内ルールに基づいて行う。

共同研究や共同開発の相手方と締結した秘密保持契約などを誠実に履行する。

以上